

淀川水系流域委員会 第17回猪名川部会

議事録 (確定版)

日 時：平成 14 年 12 月 12 日 (木) 17 : 00 ~ 19 : 45

場 所：天満研修センター 2 階 205 ホール

庶務（三菱総合研究所 新田）

委員の方があと 2 名ほど来られるかと思いますが、まず、説明の方から始めさせて頂くということによろしいでしょうか。

それでは、只今から淀川水系流域委員会猪名川部会を始めさせて頂きたいと思います。

最初に、確認とご報告があります。本日は、最終提言作業部会のリーダーの今本委員にお越し頂いています。今本委員よろしくお願いいいたします。

それでは、資料の確認を始めさせて頂きたいと思います。

皆さまのお手元の資料、座席表が一番上にあります。その次に、発言にあたってのお願い、黄色い紙です。続きまして、議事次第です。

資料 1-1 と 1-2 が、委員会及び部会関係の活動状況についてお知らせしたものです。資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況（中間とりまとめ以降）」、資料 1-2「委員会ワーキンググループ（WG）について」です。

資料 2 が提言の関係です。A4 横のフロー図で、資料 2-1「提言（案）とりまとめの経緯と今後の進め方（予定）」です。資料 2-2「新たな河川整備をめざして淀川水系流域委員会提言（案）（修正案 021129 版）」です。こちらの方は、12 月初めに皆さまのお手元にお送りした資料です。また、同じものが 12 月 5 日の委員会においても提出されています。それから A4 の 1 枚で、資料 2-2 補足「提言案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」として、素案である前回の拡大委員会の提言案 021113 版から、どのような点について変わったかについて、大きな変更点をまとめております。資料 2-3「提言（素案 021113 版）に関する委員からの意見」ということで、こちらは提言の前のバージョンである 021113 版に対して委員から寄せられた意見を全て載せております。このような意見に基づいて、資料 2-2 の修正、完成されたということです。資料 2-4 ですが、こちらの方は「提言（案）（修正案 021129 版）への委員からの意見（少数意見：12 / 10 受取まで）」です。現在、委員の皆さまには少数意見の募集をかけております。12 月 25 日が締め切りですが、本日までに寄せられた意見について、資料 2-4 の方に掲載させて頂いています。

資料 3「今後の進め方および会議開催日程について」ということで、提言案と河川整備計画関連の審議の予定を書いております。また、裏側に 1 月、2 月とあって、2 月はまだ決まっていますが、12 月、1 月の会議の日程を示した表です。

資料 4「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」は A3 横の大きな表です。資料 5「一庫ダム有効貯水容量曲線（無降雨）」と書いてありますが、河川管理者の方から提供された資料です。それから、参考資料 1「委員および一般からのご意見」となっています。

以上が、本日の資料の一式です。

委員の皆さまのお手元に A4 縦のファイルを置いてあります。こちらは、提言のもととなりました 021028 版、10 月 28 日にお送りしました提言の素案へ皆さまから寄せられた意見やどのような点が修正されたかということ、1 冊にまとめたファイルです。ご参考にして頂ければと思います。また、現状説明資料と過去の提供データをまとめたファイルを置いてあります。あわせてご覧頂ければと思います。

次に、一般からの意見の報告です。前回の部会から今回の部会まで一般の方々から流域委員会に寄せられた意見について、簡単にご報告いたします。時間の関係で全てはご紹介できませんが、審議の参考にご覧頂ければと思います。

参考資料 1 をご覧頂きたいと思います。この 11 月 8 日から 12 月 11 日の間に、全部で 9 件の意見が寄せられています。内容としましては、河川の利用、特に高水敷の利用に関するご意見や、提言の素案に対するご意見で、利水やダムの部分に関する意見が寄せられています。あわせてご参考として頂ければと思います。

それから「発言にあたってのお願い」ですが、本日は後ほど、一般傍聴の方々にもご発言を頂く時間を設ける予定です。「発言にあたってのお願い」をよくご覧頂きまして、簡潔に発言の方をよろしく願います。

委員の方々、河川管理者の方々には、必ずマイクを通して、発言の際にはお名前の後にご発言頂くよう、よろしくお願いいたします。

携帯電話は審議の妨げとなりますので、審議中はスイッチをオフとして頂くよう、よろしくお願いいたします。

本日は 20 時の終了を予定しております。ご協力の方、よろしくお願いいたしたいと思ます。

それでは、審議に移りたいと思います。米山部会長、よろしくお願いいたします。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

これから審議に入りたいのですが、本日の進行について、初めにご説明をしておきたいと思ます。

まず、委員会と他部会の状況の報告があります。それから、提言案に関する意見交換。今本委員からもご発言を頂いて、提言についてご議論を頂きたいと思ます。

審議は以上で終わるのですが、お手元に、河川管理者から資料 4 として「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」という資料が出されています。これは、まだ最終的な河川整備計画の原案ではありません。あくまで、説明資料であるとお考え下さい。この資料について、河川管理者からの説明を頂きたく思っています。河川整備計画の原案というのは、1 月 24 日の拡大委員会で提出されることになっているようです。本日の資料は、あくまで、クリスマスプレゼントと言いましょうか、お年玉と言いましょうか、お正月に読んでおいて頂くものということです。よろしくお願い致します。

それでは、まず、拡大委員会以降の委員会、他部会、ワーキンググループの状況について庶務からご説明を頂きたいと思ます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料 1-1 の説明]

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

何かご質問がありましたらですが、よろしいですか。

それでは、提言素案についての意見交換に移りたいと思います。

提言案につきまして、特に 021129 版は、今本委員がリーダーとなって大変なご苦労をおかけいたしました。今本委員から最初に、主な変更箇所についてお話を伺えればありがたいと思います。よろしくお願いします。

今本委員（委員会・淀川部会）

この 021129 版が最新版ですが、これまでに何度も修正してきて、どれがどれかわからなくなってきたという苦情も聞いておりますが、少しでもよい方向にいきたいということで、意見を取り入れながら修正してきております。

9 割方はこの内容でほぼ決まりだと思っておりますが、まだ最終的に確定したわけではありません。これに寄せられました意見等を踏まえて、修正できるところはしていきたいと思っております。表現の修正はある程度お任せ願いたいと思います。内容について、どうしても同意できない場合には少数意見として述べて頂くということにしたいと思っておりますので、その時はよろしくお願いします。

この 021129 版では構成をかなり変えました。これは、河川法の改正が「河川環境」を取り入れたことによるということから、治水・利水・環境というこれまで慣用的に用いてきました順序を変えて、環境を最初に持ってきたということです。環境・治水・利水・利用の順番に変えております。その関係から、環境に関する記述が大幅に変えられております。

例えば、「3-2 新たな河川環境の理念」、或いは「4-2 河川環境計画のあり方」のところは環境に関する記述ですが、河川環境というものがいかに重要なものか、それを実現するのにどうしたらよいのかといった事柄が書かれております。また、「4-8 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策」として、実はこれまでの委員会であまり検討されていなかった河川整備計画策定推進にあたって河川管理者が行うべき施策について追加されております。従いまして、この部分につきましては、恐らくいろいろなご意見があると思っておりますので、できるだけ取り入れていきたいと思っております。

この 021129 版では、各章、或いは各節ごとに、委員に査読をお願いし、これまでに寄せられたご意見を精読してもらいました。査読という言葉が適切かどうか分かりませんが、寄せられましたご意見に対する担当者のご意見をつけて、さらに、執筆担当者のご意見を見て変更しているということで、かなりのご意見に目を通すことができたと思っております。ただ、それでも、全てのご意見を反映したわけではありませぬので、意見が反映されていないではないかという不満が恐らく出てくると思います。そういう部分については、なぜ取り上げなかったかという理由を説明した方がよいとは思いますが、どういう形で説明したらよいのかを判断しかねております。恐らく、最終提言作業部会、或いは、運営会議等でどのようにするかを決めますが、一般からのご意見に対するものも含めてどう対応するのか、検討中のところ です。

中身については、意図するところはそれほど変わっていないのですが、表現が変わっているところがかかなりあります。その部分について、まず説明させていただきます。

資料 2-2 補足の後半に書かれております < 「4-6 ダムのあり方」の主な修正点について > です。まず、全体的な表現は「今後 30 年間の基本方針を示すものであるため、あまり細部にはこだわらず、本委員会のスタンスを的確に示し、かつ、誤解・拡大解釈のないように簡潔な表現とする」ということです。

2 番目は、ダム建設についての記述ですが、「原則として採用しない」とか「実施しない」とか、いろいろな表現がありましたが、「原則として抑制」という表現を採用させて頂きました。抑制するということですから、必ずしもダムが全ていけないと言っているわけではありません。このところはよく誤解されがちですので、あえてつけ加えます。抑制するということはかなり重みのある表現ですが、それでも完全には否定していないということです。どうしてもない、どうしても必要だという場合には、ダムもやむを得ないというニュアンスが込められております。

3 番目は、「流域住民」という言葉がありましたが、これはどうもあいまいだということからダムワーキングの段階では関係住民ということにしておりました。しかし、この言葉も別のところでは関係住民が定義されておりますので、それもまずいということから、「住民団体・地域組織を含む住民」ということに修正させて頂きました。

4 番目は、計画工事中のダムの取り扱いですが、これまでもいろいろなところで議論があったところです。ただ、最終的にこの表現をやめました。と言いますのは、計画・工事中のダムにつきましては河川管理者から出てくる原案を検討したらよいのではないかということです。その検討の判断基準というのが、「4-6 ダムのあり方」ということです。

それから「新規ダム」という表現を用いるのをやめました。これも、新規ダムという表現は新たなダムの提案を待っているかのような誤解を与えるというご意見があり、用いないこととしました。

従って、構成が、以前までは、(1) 基本的な考え方、(2) 新規ダムについて、(3) 既設ダム・堰について、と分かれていましたが、これらを 1 つにまとめました。

さらに、既設ダムの放流についての記述ですが、河川環境の節等いろいろなところで述べられており、重複するということで省略させて頂きました。

その他に、大幅に修正された部分は、先ほど説明しましたように、河川環境のところ、これはちょっと時間の関係もありまして、執筆担当者も一部代わっております。ただ、言わんとしていることはやはり河川環境が重要だということを強調した文章になっております。

それから、治水につきましては、これまでは破堤による壊滅的な被害を回避するということを前面に押し出しておりましたが、これが誤解を生んでいるということです。その他の小さいな被害は容認するのかといった誤解です。そういうことでは全くないのですが、そういう誤解を与える恐れがあるというご意見が多数寄せられましたので、ここにありますように、「超過洪水・自然環境を考慮した治水」「地域特性に応じた治水安全度の確保」、これを新たな治水の理念とするということにしております。

「超過洪水」という言葉は、何かを対象にした計画があってそれを超えた場合に使われる言葉ですから、対象となる計画はどういうことなのかという議論がありました。従来も、現在も、計画規模を決めてそれに応じた出水洪水による被害をなくするという努力をされてい

るわけですが、確かに現在の計画ですらなかなか完成しません。しかし、今までと同じ基準であるかどうかは別にして、やはり一応の基準はあり得るのではないかということです。特に、直轄区間以外のところについては、これまで対象とされておりました規模について、ある程度の安全度を確保したいですし、想定した規模より大きな洪水の場合でも壊滅的な被害を避けるような方法を採用して欲しいということが述べられております。

それと、新たに加えられました「4-8 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策」です。4-22 頁にありますように、河川整備計画策定時と河川整備計画策定後の 2 段階に分け、それぞれの段階におけます情報の公開と共有、或いは、住民との連携・協働が重要について、どういうことをするべきかが述べられております。ここについては先ほども言いましたように、この委員会、或いは部会で検討されていない部分ですので、是非、ご意見をお寄せ頂ければ、それに応じて、ここの部分はかなり修正する予定であります。

他のところも修正しないというのではないですが、意図するところが変わるというようなことはできるだけ避けたいと思います。殆ど大多数の委員がそうすべきだということであれば、もちろんそういたしますが、微細な表現等についてはある程度お任せ頂きたいということです。

以上、修正部分の骨子について説明させて頂きました。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

021113 版と 021129 版の最大の変更は、治水・利水・環境という順番が変更し、環境・治水・利水・利用になったことです。これは新しい河川法の趣旨を受けたもので、全く新しい視点から河川を見直してみようということだと思います。

委員の皆さま、ご意見がありましたら、お願いします。河川管理者からの資料については後でご議論するというので、取り敢えず、提言案について、議論を進めたいと思います。よろしくお願いします。

それと、12 月 25 日まではまだ少数意見を受け付けることになっておりますので、細かい字句の訂正、修正その他は、今本委員にお任せした方がよいと思いますが、どうしても納得いかない部分、その方向性、考え方の基本の部分で疑問がありましたら、そういうことも発言して頂いたらよいと思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

12 月 5 日の委員会に出たのですが、「順応的」という言葉がたくさん出てきて、そのとらえ方が全て共通なのか、それぞれ違うのかといった議論がありました。これについて、その後、作業は進んでいるのですか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

その部分については特に決まっています。

今本委員（委員会・淀川部会）

「順応的」という言葉が比較的耳新しいと言いますか、使いやすいということでしたが、例えば、なじみのある「弾力的」という言葉を使った方がよい部分もあると思います。これについては、この執筆担当者の方等にもう一度検討してもらい、修正を加えていきたいと思っております。また、池淵部会長代理の方で、こう変えた方がよいのではないかという意見がありましたら、是非お寄せ下さい。

畚野委員（猪名川部会）

「4-8 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策」につきまして、新しく追加されたということなので、今から遅れて意見を出すものについては、一般的には少数意見という取り扱いだと理解しておりますが、4-8 に関します内容につきましては、できるだけ、少数意見ではなく、修正意見を出してもよいかどうかをお伺いしたいのです。

今本委員（委員会・淀川部会）

今の件は、その他の部分もそうなのですが、少数意見という言葉にあまりとらわれしないで下さい。このように変えた方がよいのではないかという修正意見もお願いします。特に少数意見と言っておりますのは、この中身に反対だ、同意できないという部分で、最終的な提言書にも、少数意見として載せなければならないのではないかと考えています。表現について、こういう意見があった、ああいう意見があったというのは、少数意見としての掲載を省略させて頂きたいと思えます。ただ、何故、申し出られた意見が取り入れられなかったかという部分については、やはりせっかく寄せてくれたご意見ですので、何らかの形で答えられるような方法を検討してみたいということです。

お気づきの点がありましたら、どうぞ遠慮なく、おっしゃって下さい。取り入れられるところは取り入れます。

この後の修正の手順ですが、先ほど言いましたように、各章、或いは節について、担当者を決めております。その方に、ある程度判断してもらって、ここをこう変えたというところは、その変えた部分を最終提言作業部会に申し出てもらって、最終的に決めていくという手順にしております。ただ、非常に微細な修正につきましては、もう担当者にお任せする部分もありますが、内容に関わる部分については、やはり、作業部会での検討を踏まえて変えていきたいと考えております。

畑委員（猪名川部会）

資料2-4で意見を少し述べさせて頂いたのですが、主に表現のところでは気になるところがあったものですから、意見として加えさせて頂きました。

主に挙げさせて頂きましたのは最後の2つの項目です。1つは、高規格堤防等が検討されているわけですが、非常に経費のかかる工事になってくると思います。公共事業への予算が配分されにくくなってきている現在、どのような順番で工事を始めていったらよいのかという問題があると思います。

それに関して、河川管理者を初めとして、我々の委員会は、参加型の計画を考えていくという新しい大きな流れをつくらうとしているわけです。整備する河川区間の選定におきましても、やはり参加型の、住民を初め関係者の意見を聴いた計画設定、工事区間の選定が非常に重要です。どこが先に工事が始まるかは、関係地域の住民にとっては死活問題にも関わることでしょう。そういう点をご配慮頂く必要がありますので、この提言の中には、段取りにつきましても書き入れて頂けないかということです。プロセスに関しましては別の提言がありますので、そういうことを配慮した計画づくりをうたって頂ければよいのではないかと考えております。

それからもう 1 点、破堤の輪廻という話が出ておりますが、それが生じている原因としまして、河川整備が進展して洪水被害が少なくなってきたということです。そういう大きな貢献をされているわけですが、その結果として、どの程度の安全度が確保されたのかという点が住民に十分知らされていなかったのではないかとということです。また、安全であるということで開発がどんどん進んで、取水率も流出率も大きくなりますし、また資産の集積が起こって、破堤した場合に非常に大きな災害につながるというような、そういう繰り返しをやっているということですから、是非とも、現在の安全度は各河川区間についてはわかっているはずですので、そういう点を十分に認識するということが洪水被害を防ぐ上で大きな意味を持つ方法であろうと思います。情報の明示が、これからは求められるのではないかとということで、こういう文章をつけ加えてはいかがかという提案です。

今本委員（委員会・淀川部会）

このたびの提言のとりまとめに辺りまして、多くの方々のご意見を寄せられております。特に畑委員からはたくさんのご意見をお寄せ頂き、とりまとめた人間にとっては非常にありがたいことだと感謝しております。こちらが気が付かなかったところも随分たくさんありました。今言われましたことも十分念頭に置いて、もう一度読み直すつもりですので、またその結果についてご意見をお寄せ頂ければと思います。よろしく願います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

では、別に急ぐわけではないのですが議事進行ということで、先ほど申しました、河川管理者の方から私たちに提示されました「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」をご紹介して頂きたいと思います。

畑委員（猪名川部会）

その前に、猪名川流域の話として、提言に幾つも書かれているのですが、どうも猪名川流域に関しては表現がおざなりなような感じがいたしまして、せっかくいろいろご議論されたのに、それが本当に生かされているのかなという気がしております。例えば、環境面の現状ということでは、河川整備、河川改修の中でいろいろな努力でつくられた、保存された堤防区間がありますが、そういうところが現在市民によって利用されている、そういう開発地区の中で貴重な緑、水の空間となっているというようなこともつけ加える方が、我々の猪名川

流域の特徴が出てくるのではないかと思います。表現としてどうするかは、またコメントさせて頂いても結構です。

それから、猪名川流域での水利用率なのですが、これでよかったのかどうか、わかりません。流域住民の大半が猪名川の水に依存していないと表現されているのですが、これによるのでしょうか。かなりのパーセンテージで猪名川の、一庫ダムを初めとして、利用住民がいるのではないかと考えております。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

飲料水のことを考えて、「大半」という言葉になっているのだと思います。もちろん河川利用という意味で言いますと、猪名川流域の人たちは皆さま川を利用しておられるわけです。飲料水に関しては私も不正確なのですが、これはむしろ河川管理者側に聞いた方が正確かもしれません。淀川から取って、それを飲料水にされている部分が多く、一庫ダムからはあまり取っていないと思います。多少は利用されているかもしれませんが、そういうことです。

今本委員（委員会・淀川部会）

この文章は中間とりまとめから、ずっとそのままになっているのです。私自身もこの言葉が気になります。猪名川はあまり関係のない川だというような印象を受けます。例えば、こういう記述は別に要らないわけですよね、飲料水のことだとしても。この部分を担当しているのは私ですので、畑委員、先ほどの最初の分もひっくるめまして、修正案をお寄せ頂けませんか。

畑委員（猪名川部会）

パーセンテージ等のデータを把握していませんので、なかなか難しいと思います。どなたか提案して頂ければ、ありがたいです。

細川委員（猪名川部会）

私もきちんとしたことがわかっているわけではないのですが、尼崎、西宮、芦屋、神戸辺りまでは、猪名川の流域に近くありながら、実際には淀川から水を引いているというようなイメージがありました。ですから、猪名川に依存してないというよりは、猪名川にだけ依存してはいないと感じではないかと思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

受水市町の範囲は十分押さえていると思います。例えば、猪名川の一庫ダムにどれだけ依存しているかという、そういう形のものは押さえてあるわけでしょう。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

今わかりかねますが、わかるはずです。恐らく、委員会の初めの段階でご説明させて頂いていると思います。

資料はあると思いますが、今はわかりません。

今本委員（委員会・淀川部会）

これまでの経緯をたどれば、少なくとも農業用水については猪名川に依存しているはずですよ。ですから、やはりこの文章は直させて下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

おそらく猪名川の下流域は、淀川から多いと思いますので、上流と下流の違いはあるかと思えます。

畑委員（猪名川部会）

同じ箇所に、「大半の住民は渇水被害の経験が少なく」とあるのですが、実際に農民にとっては、渇水はもう毎年の心配事で、渇水時にどのように対応していけばよいのかは常に考えていることです。農家のパーセンテージは低いかもしれませんが、大半の住民という表現は、そういう点で気になります。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

矢野委員、いかがでしょうか。つまり、武庫川もありますし、県営のダムで向こうでも水を取っているということもあるわけですから、その兼ね合いということで何かご意見はありますか。私たちのメインの対象は猪名川ですが、それ以外も含めて、地域全体として考えますと、どういうことになりましょうか。

矢野委員（猪名川部会）

私も、データを持っておりませんが、少なくとも県営水道にしましても川西市にしましても、それぞれ浄水場を持っていて、やはり給水しているはずですから、当然その区域の方は猪名川の水を使っておられるのは間違いのないと思います。ただ、全体的なパーセンテージは、先ほどもおっしゃっていましたが、上流域の方は比較的高い頻度になって、下流域は淀川を利用しているというのは間違いのないだろうと思います。ですから、そこら辺のところの具体的に挙げて頂ければ、恐らく、先ほど畑委員、今本委員がおっしゃっていたような表現は少し考えないといけないのではないかと考えています。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

畑委員、住民というとらえ方をどのようにするかという意味合いを込めた意見なのかどうか。流域住民、関係住民、住民団体等、いろいろな表現がありますので、このとらえ方そのものをもっと少し変えて欲しいという趣旨でのご発言なのかどうか、お願いします。

畑委員（猪名川部会）

「大半の」という表現が強く出過ぎているかと思います。

松本委員（猪名川部会）

提言案をつくられるにあたって、修正意見を出させて頂いたのですが、修正しなければいけないと思っていたのは猪名川部会に関わる部分なのです。地域の特性の部分です。畑委員が先ほど指摘された通り、十分盛り込まれていないと思います。表現的にも、これはどういう意味なのかなという部分が、まだまだ残っていると思いながらも、修正意見を出させて頂くことができないまま本日に至ってしまって、ちょっと後ろめたい思いがあります。

それから、やはり全体的に記述が薄いのではないかという気がしていました。全体の方針や方向性にそれほど影響を与えるところではないので、加筆修正して、よりよい文章ができれば今後採用して頂けるのだらうと、今は思っているのです。

1例を言いますと、この1-6頁、猪名川流域の特性のところでも、例えば環境的特性の記述については、しっかりした表現になっていないなと思えているのですが、どう変えたらよいのかなと考えておりました、文章をつくるにあたっては、時間をとらないといけないと思っています。例えば、環境的特性の最後のところですが、「猪名川が殆ど唯一の残された自然として市民の高い評価を得ている」と、こういう表現になっているのですね。ところが一方で、利用のところとそれと反するような、大半の住民が利用については、そういう自然特性を理解できてないというような感じを受けます。矛盾するわけではないのですが、もう少し整合性があるように変えるべきではないかと思っています。

それから、私が修正意見として出させて頂いた、種類数・個体数とも減少傾向にあるという表現も、田中委員からは、そんなことが本当に言えるのかというような意見も頂いています。局地的に採集すると出現種類数は減っているのです。しかし、流域全体として本当に種類が減っているのかは、確かになかなか言えないと思います。しかし、現在の表現ではそういうことになります。厳密には見れば、不十分な点がたくさん出てくるのです。そういったことで、まだまだ検討が足りないと思っている箇所が何カ所もあります。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

ありがとうございました。修正意見を出して頂いたらありがたいと思います。同じような意味で関係しているのは、2-2頁です。ここでも猪名川流域というのは5行しかないわけですし、先ほどの2-4頁も4行です。それと2-7頁です。丁寧に書き込んで頂いたらよいと思います。よろしくをお願いします。

今本委員（委員会・淀川部会）

今のご意見ですが、これまでは意見を寄せてもらうための期間があまりにも短かったのです。また、検討する時間も少なかったのです。1晩か2晩で、とにかく全部見なければならなかったわけです。そういうことで、提言案の中にはまだまだ漏れがあると思います。先ほ

どから言っていますように、少数意見とは、例えば理念にどうしても同意できないというのが少数意見であって、修正意見については幾らでも変える余地はあります。今回は時間的余裕がありますので、是非この機会に、もう一度目を通して頂ければありがたいと思っています。

12月25日を区切りにしましたのは、できたら正月の休みの間に、もう一度担当の人がじっくり読み直して、或いは、他の方にも読んでもらう機会を持ちたいということです。先ほどは査読という言葉を用いましたが、その方にも意見を頂いて、修正すべきところは修正していきたいと思います。やはり、猪名川流域の部分は短いと気になっていたところですが、中間とりまとめから殆ど変わってないのです。他のところは、特に琵琶湖流域はかなりいろいろな意見があり、非常に苦労したところですが、今回は是非遠慮せずにおっしゃって下さい。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

今本委員もずっとおられるのですが、畑委員のように、文章の形での提案を是非ともお願いしたいと思います。修正意見を入れるかどうかの判断は作業部会等に託されていますが、よろしくお願いしたいと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

本多委員に伺いますが、4-20 頁の河川レンジャー、流域センターについて何かご意見はありますか。

本多委員（猪名川部会）

今おっしゃっておられました 4-20 頁のところというのは、川上委員が随分ご意見を出されていたと思います。私が関心を持って見ておりましたのは 4-24 頁のところですが、ここでは随分きちんとした書き方をして下さったように思います。それと 4-20 頁、川での多様な自然との触れ合いも「安全教育を重視して」というところに書いて下さっていますので、ここについては、特に私の意見はありません。

1つよくわからないのが、この間も実は、多様な自然環境という記述の多様な「様」が用事の「用」を使われていたので、違う自然環境のことを言っているのですかと庶務に聞きましたら、誤字だということでした。そういった用語の難しさがあると思っています。4-19 頁には住民活動団体とありまして、これは、以前は住民団体という表現だったのを、よりわかりやすい表現に直されたのだと思います。そうであるなら、その上の 1)の住民団体も、恐らく「住民活動団体・地域組織等との連携」と変えるのがよいと思います。また、ダムワーキングで議論しました時に、4-17 頁でも実は「住民団体・地域組織」という表現がありまして、これは最初、NGO・NPO という話もあったのですが、その定義が難しいのではないかとということで、定義がきちんとされている表現を使おうと、この言葉を持ってきたと思います。そうであるなら、ここもやはり住民活動団体に変えておいた方がよいと思っていますが、また違う意味の住民団体なのか、その辺もよくわからないので、どうなのでしょう。

今本委員（委員会・淀川部会）

今の点は、4-7、4-8 を担当して頂きました三田村委員と現在調整中です。やはり全体の中で、今言われたようなところが、まだまだ随所にあると思います。是非、お気づきの点のご連絡下さい。最終的には、できるだけきちんと統一された言葉遣いにしたいと思います。とりまとめの責任者でありながら、言い逃れをするわけではないのですが、とにかく時間的な余裕がなく、今から見直しても見落としがありますので、やはり2つの目で見ると何十の目を見た方が、そういうところもわかると思いますので、よろしくお願いします。

畑委員（猪名川部会）

河川レンジャーとも関連するかと思いますが、4-24 頁の「住民との連携・協働」の新たに加えられた部分につきましては、実際にこういう流れをつくるためには、具体的に NPO 等の立ち上げを実際に実施する団体をどのように提案していったらよいのかということが問題になってくるかと思えます。淀川部会の荻野委員からご意見が出ておりましたが、私も読ませて頂いて、組織としてかなり具体的な提案ですので、そういう点も検討の中に入れて頂いたらよいのではないかと思います。具体的な提案として、そういった組織がどういうものかを見える形で示しておかないことには、具体化するの難しいのではないかと考えております。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

河川管理者からの資料説明に移る前に、この提言案について、一般の皆さまからのご発言を承っておいた方がよいと思います。どうぞ、ご発言がありましたら、よろしくお願いします。

傍聴者（佐川）

高槻市の佐川克弘です。今まで傍聴させて頂いて、本日配付されている資料2-4の淀川部会の原田委員の指摘事項について全然審議なさらない、これはいかなるものかなと思って、あえて発言させて頂きました。この原田委員の意見を見ると、021129 版に採用されているのは、委員の多数意見ではなくて少数意見をとって採用されているのではないかという重要な指摘です。これからの日程を拝見しますと、もう猪名川部会というのは本日が最後で、あとは1月17日に委員会があって、それで1月18日には、仮称ですが提言発表会の予定となっているわけです。そうすると、本日しか討議する日はないはずなのです。多数意見を何故排除なさったのか、猪名川部会としても意見を統一すべきではないかなと感じましたので、発言させて頂きました。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

ご意見としては、「計画・工事中のダムに関しての扱いが素案では必ずしも明確ではないので明確にする」と、そういうご意見ですか。

傍聴者（佐川）

資料 2-4 の最後の頁です。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

わかりました。「少数意見としてでも付記して欲しい意見のみをのべろということですが、これは、現在あげられているのは『多数意見』であるという理解があるのだと考えます。しかし、そうだとすると、提言素案 021129 版への委員の意見の汲み上げ方に疑問を感じるところがあります。まず、その点についてのべます」ということで、「利水と現状の課題について」での対象箇所は、「淀川水系は他の水系に比べて利水安全度は高い方であるが、1918 年から 2001 年までの 84 年間に 8 回の渇水が発生している。しかも、最近の 1978 年から 2001 年までの 24 年間に 6 回もの渇水が発生する等、渇水頻発化の傾向が見られる」ということで、コメントが「12/5 委員会資料 3-3 の中には川上委員と本多委員による琵琶湖総合開発をふまえた改訂案がありながら、2:1 で少数意見とも言える西野委員の案が採用されています。ここは、川上委員の案が望ましいと考えます」とあって、後に川上委員の意見が出ております。「淀川水系では 1918 年から 1998 年までの 81 年間に 7 回の渇水が発生しており、最近では 1978 年から 1998 年の 21 年間に 5 回の渇水が発生しているが、琵琶湖総合開発事業の完成により他の河川に比べて利水安全度は高い」と、これが川上委員の意見ですね。

もう 1 つの対象箇所は、「現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられているが、需要予測が利用実績に比べて過大に見積もられる傾向があった」というところで、コメントでは「需要予測についても、3 名の委員が提案されている『過大である』と言い切った表現ではなく、中村委員の『に見積もられる傾向があった』という『少数意見』が、採用されています。後段 4-12 頁では、『過大である』としており、ここでも言いきりでよいと考えます」というのが原田委員の意見です。これについてのご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

少数意見を取り上げたという点については、ちょっと理解できないのです。2:1 という比率も、どこでこういう少数、多数派をとられたかわかりません。意見を寄せられた人の数で言っているのかもわかりませんが、今の部分は全て最終提言委員会で検討して、どちらがよいかということで検討した結果です。

傍聴者（前川）

発言の機会をありがとうございます。箕面の前川謙二と申します。本日は、委員からもいろいろお聞きした中で、資料 2-2 の補足の点で少し意見を述べさせて頂ければと思います。

この中で、主な修正点ということで記述があります。その中で、ダムのあり方の主な修正

点についての のところで、計画・工事中のダムについての記述を削除するとされています。これについて私は、基本計画の 3,500m³ の余野川の計画と、今どれくらい土地利用等が進んできているのかという点等から、猪名川の 50 年史から勉強させて頂いたのですが、この 50 年史では山林及び農地を、山林を 5.2%、農地を 6.1%で、これを全流域面積で計算いたしましたら約 43km² 減らして、そして市街地を 10.5% 増加するという事になっています。これが基本高水の 3,500m³ に関連する計画かと理解をさせて頂いています。

内容からいきましたら、流出率の関係から申し上げれば、山林、或いは緩い山地等では流出率は大体 0.3 から 0.5 程度かなと思います。ところが、市街地になりましたら、開発による屋根、舗装道路、これらは 100% 近いものになっているということです。ということは、山林と田畑、これと屋根や舗装道路、或いは排水を完備した造成地では最大降雨時の流出率、いわゆる洪水量は 2 倍程度の差になるのではないかと考えています。ですから、降雨量は同じでも洪水は、おおむねですが 2 倍になるだろうと思います。そうすると、58 年の 10 号台風前後から 20 年間で山林や田畑が、流域の川西市、猪名川町、豊能町等では約 640ha ほど減ってきていると計算させて頂いています。そういう点から見ましたら、平均して 1 年間に 32ha 程度になります。このペースですと開発が進められれば、43km² 即ち 4,300ha との関係で、私はどう見ることが必要なのかなという思いをしています。

そして新聞報道でも、この委員会の期間は、30 年程度の先を見込んでの防災・治水で、安全で水害のないまちをつくっていくということです。こういう理念から考えさせて頂いたら、やはり 1,000ha としても、3,500m³ は相当小さくなるのではないかと思います。仮に 3 分の 1 の 1,300ha を開発されたとしても、これらはもう少し小さくなって、余野川ダムが洪水調節で必要とされている 2,70m³ は、やはり下回るのではないかなと私は思っています。そういう点からいたしまして、建設中のダムについては書かない、河川管理者から提案があった場合に判断するとご説明頂きましたが、これについては土地利用の経過と今後の見通しを再精査して頂いて、より慎重にご検討頂ければありがたいかと思います。ご清聴ありがとうございました。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

私どもの提言案の 021129 版では、計画・工事中のダムについての記述は削除しようということで提案させて頂いているわけです。計画・工事中のダムについては河川整備計画原案が出た時に対応するという形にしようということです。それから、新規ダムという言葉も使わないことにするという修正が行われたということです。今おっしゃった今後 30 年で見た時に、開発がどんどん進むと余野川ダムは要らないのではないかとご意見ですが、まだ意見が分かれるところだと思いますし、少し詳しく議論しなければいけないかもしれません。

私自身は、やはり 30 年というのは非常に長期の問題ですし、これからの少子高齢化の方向で、人口がどんどん減っていくということで進行している社会の中で、今、ダムをつくっておかないで本当によいのかどうかを考えておかなければいけないのではないかと考えて

おります。

松本委員（猪名川部会）

傍聴者の方のご意見についてですが、そう思われるのは当然かと思っております。

私はダムワーキングにも、他のワーキングにも入っていません。ダム問題等につきましては、部会での審議から委員会やワーキンググループでの審議に移っていますので、以前に出していた案とは違った案がファクスで送られてきて驚いたのです。しかし、いろいろ審議された上の結果なのだろうということで了解しています。

委員会やダムワーキングに所属されている委員の方が、何故こうなったのかということについて何も言われぬのに、ダムワーキングに所属していない者がこの場では発言しにくいということもあります。また、どういういきさつがあって、本多委員や細川委員がどう納得されたのかなと、疑問に思っているところではあるのです。

ですから、その過程やいきさつについての説明が頂ければ、本日参加されている一般の方も、納得されるのではないかと思います。いかがでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

私から説明させていただきます。

「4-6 ダムのあり方」をどのようにまとめるかについては、ダムワーキングでもかなり議論しました。ただ、これまでの委員会、部会、ワーキング、作業部会の議論では、ダムについてはできる限り避けようという点では一致しているということです。

あとは、表現をどうするのか。ダムは単に選択肢の1つであるとするのか、それとも、できるだけ避けようとするのか。

この委員会の意思としては、ダムが選択肢の1つであることは確かなのです。ダムを選択肢としないというわけではないのです。もし実行可能な他の方法があるのなら、そちらを選んで欲しいというのがこの委員会の総意であり、大多数の意見だと考えています。ですから、そういうことが表現できていればよいのではないかとということで、意見の分かれるところを削除したということです。

例えば先ほどの「計画・工事中」という言葉を入れた方がよいというご意見ですが、計画・工事中のダムにどういうものがあるのか、少なくとも公的には我々は知らないわけです。これまでの説明で、確かに4つのダムについては聞きました。しかし、計画中というのをどのように扱うのか、どの段階をもって計画というのか、この辺の定義が非常にあいまいで、定義の仕方によって意見が分かれるところがあります。例えば、ダム建設は頭の中で考えてもいけないのかということ、そんなことはないはずですが。

この委員会に諮問され、検討の対象となる現在計画・工事中のダムは、改めて河川管理者から河川整備計画の原案として出てくるわけですから、その段階で判断したらよいと思います。その判断する方向というのが、この「ダムのあり方」の内容だということです。そういった経緯です。

松本委員（猪名川部会）

現在計画中、工事中のダム等について、前回の拡大委員会では本多委員が発言されていましたが、もう殆ど、大体まとまっていたような感じを受けたのです。それが 021129 版では一切触れていないというのは、拡大委員会での大多数の意見からかなり変わったという感じを受けるのです。それでよろしいのでしょうか。他の委員からもちっとお伺いしたいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

委員会の多数の意見であるから正しいとは限らないわけです。

松本委員（猪名川部会）

それはそうです。

今本委員（委員会・淀川部会）

例えばガリレオがそれでも地球は回っていると言ったのと同じです。また、法律上の観点からいえば書かない方がよいという意見が出されました。少なくとも私自身は納得していません。

松本委員（猪名川部会）

もちろん、厳密な意味で本当に正しいかどうかは、多数決で決まらないと思います。今、私が伺いたいのは、その意見が皆さんにどう合意されたのかということなのです。

それが必ずしも正しいとは限らないわけですが、最終的には多数決で決めなければいけないところがあります。民主主義では、多数決が前提になっているわけです。相対的な真理を求めようというのがあるわけですね。ですから、今おっしゃったのは、理屈としては変かなと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

変更する時にも、できるだけ何度もメール、或いは文書等で、委員の皆さまにできるだけ速やかに送っているはずなのです。

松本委員（猪名川部会）

ですから、そういうふう提案されて、少数だった案が提案され、その場で多くの委員がそれに合意されて変わったのだということでしたら、それでよいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

もちろんそうですよ。

松本委員（猪名川部会）

では、そこを他の方がどう納得されたのか、今本委員以外の方の意見を聞かせて頂きたいのです。

今本委員（委員会・淀川部会）

なるほど、それは是非よろしくお願いします。

細川委員（猪名川部会）

ダムワーキングで、今本委員から新規ダムや計画・建設中のダムの扱いについて、先ほどの説明を頂いたのです。

確かに、新規ダムとか計画中・建設中のダムというものについて、その文言にこだわるよりは、まず計画するのであれば、それ以前にこれだけの情報公開をするべきだということをしきんと盛り込みたいと今本委員がおっしゃったことに関して、私は確かにその方がよいと思いました。今、計画・建設中のダムについては、どちらにしてもやはりまた皆さままで考えていけないといけないことですから、新規ダムや計画・建設中のダムという言葉を取り込むことにはこだわらないことにしたということです。

まず、どういうプロセスを踏むべきかということの方が大事かなと思いましたので、そのことに関しては、計画中・工事中のダムについての文言は引っ込めますということに賛同しました。

傍聴者（丸尾）

阪神水道企業団の議員で尼崎の市議員でもあります丸尾牧と言います。今の点にも関連しているのですが、状況だけお伝えしておきます。

尼崎市は水需要の予測が過大であり見直すべきだということで、市長がかわられて、これから見直しに入っていくだろうということが1点です。

阪神水道企業団の中でも議会が開かれているのですが、尼崎市としては工業用水がかなりあまっているので、それを活用してもらって、余野川ダムなり丹生ダムの将来的な計画の見直しができないかという検討を、これは内部的にということになるかと思いますが、されていくものと思います。

私自身も、阪神水道企業団、そして4市の水需要予測というのはかなり過大で、尼崎の水需要予測を見直すだけでも、余裕量を10%程度考えたとしても、余野川ダムや丹生ダムの見直しができると思っています。数字等のデータがこれまでも出ているかと思いますが、その辺のところにも踏み込んだうえでのご検討をお願いできたらということです。

もう1点は、計画・工事中のダムの文言については、やはり入れるべきではないかということなのです。私は本日初めてこの場に参加して文章を読みましたが、「ダム建設は」ということで書かれているのですが、単純に読むと、将来的なことという意味でしか受け取りようがないのです。そういうことでいいますと、今までの議論を聞いていますと、考え方で別的一致できないわけではないのだとは思っているので、計画・工事中のもの、言葉に問題があるの

であれば、国土交通省が一般的に使っている「建設中」でもよいと思いますが、同様の考えで取り扱いをしていくということを書くべきでないかと思います。

それから、法律論の話もありましたが、お答えにはなっておらず、納得ができるようなお答えも頂いてないと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

畚野委員（猪名川部会）

只今の議論につきまして、先ほど今本委員がおっしゃられたことを、私の聞き違いかもしれませんが、計画中のダムについては委員会はわかっていないというような発言があったと思います。

私は反対で、現実として今どこのダムがどうなのかということについては、今までかなり情報も頂いております。この 021129 版におきましても、前の方の文章、「琵琶湖流域の特性」というところでは、例えば 1-4 頁でも、「計画・工事中的ダムとして、高時川上流に丹生ダム、愛知川上流に永源寺第二ダムがある。」ということが明記されております。私もこれに倣って、「猪名川流域の特性」の 1-6 頁におきまして、既にあるダム以外にさらに「計画・工事中的ダムとして余野川に余野川ダムがある」ということをお願いして追加してもらったのです。

ですから、このような経過から見て、計画中という言葉があいまいだということで除外するということには、少数意見かもしれませんが反対いたします。計画中という言葉を残して置いておいて頂きたいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

確かに国土交通省の河川管理者から寄せられた 4 つのダムについては聞いています。ですから、そういう案があるということも、ここに記述したわけです。

しかし、それら以外にも、発電ダムや農業用のダム等、いろいろありますから、あえて計画中・工事中的については書かない方がよいのではないかという提案があり、単にダムのあり方についてだけ記述するということにしました。ですから、既設ダムや計画・工事中的のダムも全部含むということです。例えば、新規ダムとして記述するというにすれば、既設ダムや計画・工事中的のダムを同等のものとして扱えないことになりますから、以前の猪名川部会で問題になったわけですが、そういうことを書かなくても、ダムについてのあり方というものをこの委員会としての意思を示せば、計画・工事中的については書かなくてもよいのではないかと思います。かえって誤解を生むということで削ったわけです。

では、どうするのか。今、言われた 4 つのダムについては、河川整備計画の原案としてこの委員会に出てきます。原案として出てきた段階で、「ダムのあり方」に書いた見方で判断したらよいと考えています。そういう意味でも記述を削除したのです。削除したからといって、何かしてやろうという意図があったのでは全くありません。誤解のないようにして頂き

たいと思います。どうすれば、表現として最もよいだろうかということで書いています。もし圧倒的多数の人が、やはり入れた方がよいということでしたら、入れることにやぶさかではありません。まだこれから修正できます。

しかし、少なくともこれまでのところ、そういう説明で納得してもらったと私は思っていますし、またそれを書くか書かないかによって中身が変わるとは一切思ってないのです。

畚野委員（猪名川部会）

今、少なくとも4つのダムについてはわかっているということでした。それ以外に、例えば発電ダムが出てくるかも知れないとおっしゃいますが、今のこの淀川流域において、さらに電源ダムを開発できるような地形がある、或いは電源ダム開発の需要があるということは、今の時世の成り行きから言えば難しく、特に電源ダムは、これは私の見通しが悪いのかしれませんが、少なくとも新規のものは出てこないのではないかと思います。

例えば、揚水力発電で非常に大きなダムの計画が最近中止になったということもありますし、少なくとも電源用のダムに関しては出てこないと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

この委員会というのは、今後30年間を目標にしているわけです。そうすると、現在ではまだわからないものでも、30年の間に出てくる可能性があるということです。そういったダムが現時点で既に検討されているかも知れませんが、そういうことがありますから、あえて書かない方がよいのではないかという意見で削ったというだけです。

計画・工事中を削ったのは、計画・工事中のダムはもうやむを得ないのだという意図があるから削ったのだらうと思われるかも知れませんが、その意図は全くありません。河川整備計画の原案が示された段階で判断すればよいと思います。

傍聴者（前川）

先ほど発言させて頂きました前川謙二です。少し違う角度で、意見を述べさせて頂きたいと思います。

国も地方も大変な財政危機にあります。そして、いろいろ公共事業の見直し等が進んでいるように聞いております。また建設省、或いは国土交通省になられても、事業の事後評価等も活発に行われるようになってきているということ、いろいろな書物等で見せて頂いたりしております。

その中で申し上げたいのは、余野川ダムにつきましては、投資面の実際の効果が猪名川流域でトップだとして整備されていますが、一庫ダムと比較してどういう状態にあるのかということ、を発言させて頂きたいと思います。

一庫ダムも余野川ダムも、同じ重力式のコンクリートダムだと伺っています。そして、そのコンクリートの使用量は、一庫ダムが45万m³、余野川ダムが44万m³と、ほぼ使われるコンクリートの量は同じであります。治水ポケット、いわゆる総貯水量はどういう状態かということで、パンフレットを見せて頂きましたら、余野川ダムは1,760万m³、これは一

庫ダムの 53%です。

それから、もう 1 つは、水害防除の洪水調節についてもパンフレットに出ておりましたが、余野川ダムは 270m³/s カットする、一庫ダムは 670m³/s カットできるということでした。余野川ダムは一庫ダムの 42%という、こういう投資効果の悪いダムに 580 億円を投資されると伺っていますが、私は、先ほども申しましたが、土地利用の問題をやはり再精査して頂いて、限られた貴重な緑ですし、環境の時代と言われている中で、また流域のこれらを残すことによって、水質や、或いは涵養水のこと、大きな効果がやはりあるのものであろうと信じて疑わないわけです。

それから、先ほど今本委員がおっしゃいました、ダムにかわる代替案があるのかというお話があったかと思えます。これにつきましては、平成 12 年の河川審議会が出された中間答申では、流域における治水対策の方向が出ていると聞いております。従前は、河川とダムによる治水対策であったということです。河川審議会の答申からは、流域におけるということが強調され、来年度の国の予算の動き、或いは政策の発表の中でも、流域対策に非常に重きが置かれていると伺っています。

猪名川流域での水害は、尼崎市、或いは川西市、豊中市、池田市といったところで主に水害が起こっているのは、河川の氾濫によって起こっているのではなくて、都市水害として、地域に起こっているということです。これは昭和 58 年の 10 号台風の被害結果から見ても、また各市の災害統計、或いは水防計画書に出ておりますデータから見ても、特定の地域における浸水戸数が非常に多く、このことを今解決していくことも、流域の総合治水を考える上で非常に大切な課題ではないかと思っています。

先ほども申しましたように、580 億円の予算をかけて、せっかく進めて頂ける総合治水という観点から見ましたら、これらをあわせてやはりご検討頂ければと思っています。

それから、もう 1 つは、30 年後には南海道沖で地震が起こる確率が 40%だとされています。阪神大震災では、淀川の堤防の問題もありましたし、猪名川の下流部においては、同じ問題を抱えているのではないかと思います。こういうところにも焦点をあて、都市水害対策を進めて頂くようご検討も頂ければ幸いです。

どうも貴重な時間、2 度も発言させて頂きましてありがとうございました。

傍聴者（増田）

箕面の市会議員の増田京子と申します。

今の議論をお聞きして、矛盾するところもあるのですが、私なりに整理をさせて頂きたいのです。その前に、本日は質問にお答え頂けるようですので、1 つどうしても私の中で、今まで何回か傍聴させて頂きましたが、わからない点があるのでお聞きしたいのです。

河川管理者が、河川整備計画として流域委員会に諮問するという事は、これは以前から決まっていたことなのかどうか、まずその 1 点は是非お答え頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ご質問の意味がわからないのですが、河川整備計画をつくっていくにあたって、流域委員

会にご意見を伺って、それを尊重してやっていくということを前から言っております。

傍聴者(増田)

この任期が延びるということですが、本来は来年の1月まででこの流域委員会は終わるはずではなかったのかと私は思っております。ですから、この中で様々なことが決まってくのかと思っていたのですが、今後、建設中のダム、工事中のダムについては、その河川整備計画の中で、この流域委員会に諮問されると考えてよいのでしょうか。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

河川整備計画が出てきたものについて、流域委員会の方は対応するわけですね。これはよろしい、これは駄目ということコメントするということ私たちがやることになっております。

傍聴者(増田)

わかりました。その辺が、すごく私の中ではあいまいだったのです。

そういう中で、「4-6 ダムのあり方」を読みますと、確かに素直に、今本委員がおっしゃいましたように、「ダム建設は自然環境に及ぼす影響が大きいため原則として抑制するもの」というのは、計画中であろうが工事中であろうが抑制すると判断できるとは思いますが、それが皆さまの一致なのかどうかということが大きな問題点ではないかと思えます。

それで、今、少数意見・多数意見というのがあったのですが、私たちはダムは要らないと言ってきたのが、今までは少数意見でした。それでも、この委員会をずっと傍聴させて頂いていましたら、ダムは要らないというのが多数になってきています。その中で、米山部会長は少子高齢化が進む中でダムというのは必要ではないかということをおっしゃられたような気がするのです。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

私は一貫して最初から、余野川ダムはつくるべきであるという立場です。

傍聴者(増田)

そうですね。そうおっしゃっています。ですから、そういう少数意見を尊重するのでしょうか。少数意見というのは、その時代によってやはり変わってくると思います。

その中で、「4-6 ダムのあり方」で工事中・建設中・計画中のダムを原則として抑制するのであれば、工事している余野川ダムはきっちりとした見直し、先ほど尼崎市の方から新市長が公約されていることとして水需要の予測を見直しに入るだろうとお話がありましたが、やはりそういう点がはっきりされるまでは、工事は完全にストップするのだという保証を是非頂きたいと思えます。河川整備計画を議論している間に、どんどん工事が進んでしまうことがあっては、ここの流域委員会が何をやっているかわからないことになるのではないかなと思えます。

前日も発言させて頂いたのですが、20 年、30 年後の河川を考えるのであれば、河川に大きく影響するのがやはりダムだと思いますので、建設中・工事中のダムをどうするのかということをまずきちっと議論をしておいてから、その先の話に行ってもらえないかなと思います。

傍聴者（前川）

西宮から来た前川協子と申します。

素朴にわからない点をお聞きするのですが、27 頁に、「(なお、上記ダムの計画内容の見直しについてはできるだけ早期に完了し、河川整備計画原案に反映させる予定である。)」とありますが、できるだけ早期に完了されるのはどこなのですか。それと、反映させる予定である、それを決められるのはどこなのでしょう。

庶務（三菱総合研究所 桐畑）

資料 4 についてのご発言です。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

資料 4 はまだ議論しておりません。少し待って下さい。

本多委員（猪名川部会）

ダムワーキングに入っておりましたので、発言をさせて頂きたいと思います。

建設中・計画中のダムについて、どのように扱うのかというご発言が、一般傍聴の方からあったと思います。それについては、建設中・計画中のダムについて項を設けるようにという意見は上げております。

どうしてそういうことが問題になったのかと言いますと、実は以前この委員会の発言の中に、書き込まれなかったことについては行政はそれはやらないということで、それともどういうふうに判断されるのかという質問がありました。これは議事録にと載っています。その中で、村井調査官から、提言を頂かなかったものはお認め頂いたものだとの解釈をして進めさせて頂きますという発言がありました。

そうすると、建設中のダム、計画中のダム、具体的にこの猪名川流域で言いますと、余野川ダム 1 つに限られてくるわけですが、それについて、提言をしたことになるのか、ならないのか。これはお認めしたことになるのか、ならないのかということだと私は思います。

それで、今本委員のいろいろ発言がありますが、最終的にそれでは行政の方はこの提言の 4-17 頁を見られて、これは提言を頂かなかったので余野川ダムはやらせて頂きますと理解されるのか、それともこれは余野川ダムについて提言を頂いている内容ですから、もちろんこれを参照にして余野川ダムについては検討させて頂きますということなのか、それによって私の判断は変わってくると思います。

行政の方はどのようにとらえておられますか。お答え下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

本多委員に誤解があるかと思えます。

前回か、随分以前に申し上げたものは、河川整備計画の原案をこれから私どもが出しますが、それについて流域委員会で審議して頂いて、ご意見を頂き、それを尊重していくということです。ですから、河川整備計画の原案の時点で書いてないものというのは、それは当然やらないものになるということです。河川整備計画の原案として、我々がこういうことをやりますと書いた計画に対して流域委員会で議論して頂いて、意見書としてそれはやってはいけない、或いはそれはやってもよいというご意見を頂けば、それを尊重していくという流れです。

細川委員（猪名川部会）

少し議論が戻ってしまうのですが、傍聴者の方から、原田委員のご意見に対して何も審議をしないのかというご発言がありました。

恥ずかしながら、たくさんの資料が送られてきて、読むのが遅い、考えるのが遅い、書くのが遅いの三拍子がそろっている私としましては、いつもいろいろ考えるのだが、締め切りに間に合わないというようなことが多々あり、結局その間にも他の方がどんどんすばらしいご意見を寄せて下さっていて、安心してしまっているところがあるのです。

気になるのは、その方だけがそう思っているかどうかというのは必ずしもわからないと思います。私みたいな人がたくさんいらっしゃるかどうかはわかりませんが、皆さまお忙しいですから、ご意見を書く間がなかった、寄せる間はなかったが、こういう意見が出ているのであればこんな感じかなとらえてらっしゃる方もおられるかもしれません。

そうすると、例えば原田委員が挙げていらっしゃるような利水問題に関して、渇水傾向にあるのか、それとも渇水傾向ではないのか、或いは水需要予測は過大であるのか、過大であると言われているだけなのかというようなことというのは、その意見を積み上げると全く違う結論が出てしまうようなことですので、この人しか意見を言っていないからこの人は少数意見という区切り方をするのはちょっと乱暴ではないかと感じています。

最終的にはかなり重要な、意見の分かれるところについて出たご意見に関しては、こういう論点に関してどちらのご意見でしょうかというようなことを、全員に対して、論点を絞って意見を寄せてもらう、アンケートをとるといったようなこともお考え頂けると大変助かります。

本多委員（猪名川部会）

先ほど、河川管理者の方にご質問した趣旨についてのお答えがなかったように思います。この 4-17 頁のダムのある方についての提言は、これを参考にして余野川ダムを考えるとという提言であると河川管理者は受け取っておられるのですか。その辺をお聞かせ下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

提言、或いは委員会や部会の議論を受けまして、私どもが河川整備計画原案というのをこ

れから考えていくこととなります。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

時間がもう大分経ってしまいましたが、休憩に入りたいと思います。10 分間休憩させて下さい。その後、河川管理者からの資料説明をお願いしたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、15 分から再開させて頂きたいと思いますので、それまでには席の方にお戻り頂きたいと思います。

（休憩 19：06～19：19）

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、審議を再開いたしたいと思います。米山部会長、よろしく申し上げます。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

今後の予定について、資料 3 をご説明を頂きたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料 3 の説明]

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

資料 4 については、現在お手元にありますのはあくまでも説明資料ということで、最終的には 1 月 24 日の拡大委員会で河川整備計画の原案が示される予定となっております。

従って、先ほどご質問がありましたが、資料 4 の中身についての議論は本日はいたしません。では、この説明資料について、河川管理者からご説明頂きたいと思います。よろしく申し上げます、村井調査官。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

お手元に資料 4 として「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」について（送付）」を出させて頂きました。

先ほど、部会長及び庶務からお話がありましたように、1 月 24 日以降に河川整備計画についての審議をして頂くわけですが、その前段ということで、部会長のお言葉をかりますと、お年玉と言いますか、クリスマスプレゼントというような意味合いのものです。

頭紙の 2 段落目、「さて」以降くらいから書いてある通りなのですが、近畿地方整備局においても、流域委員会の議論と並行して、河川整備計画の策定に向けての検討を重ねており、河川整備計画の内容を説明するにあたって、現時点でとりまとめた資料を、今後の河川整備

計画の議論が円滑に行われるようにという位置付けのもとで、送付させて頂いたという状況です。

この説明資料の内容につきましては、現在検討中のものであって、今後まだまだ変わっていくものであります。

それでは、資料の見方についてお話しさせていただきます。

1枚めくりますと表紙があり、2枚目には目次があります。そこで、「はじめに」「河川整備の基本的な考え方」「計画策定」「河川環境」「治水・防災」「利水」「利用」「ダム」と書かせて頂いております。

1頁は、2頁、3頁以降とは書き方が違うので、説明させていただきます。

1頁目です。一番左の欄に「はじめに」が書いてありますが、一番左の欄に「はじめに」が書かれていることに大きな意味はありません。

これは、河川整備計画の内容を説明する段で、河川整備計画そのものの位置付けを書いています。河川整備計画は、近畿地方整備局が今後20年から30年間に、実施、或いは検討する具体的施策をとりまとめたものということです。

2段落目に、具体的施策で「実施」と記述する施策は、今後速やかに実施する。「検討」「見直し」とした施策は、今後検討・見直しを行って、具体的な方法等が固まって実施段階になった時点で、流域委員会等にご意見を伺った上で決定していくということです。

その河川整備計画にとりまとめる施策というのは、今後の社会状況等の変化に応じて、現状認識、基本な考え方等を含めて変更があり得るということです。所定の手続きを経て、追加・修正・中止等を行うという、河川整備計画そのものの位置付けのことを書いてあります。

その横に「河川整備の基本的な考え方」というのを書いています。ここでは、淀川流域の状況から始まりまして、1)で下流の氾濫原の状況、それと連続堤防によって守られた地域の被害ポテンシャルはかえって上がっているということ、或いは狭窄部、上流の浸水常襲地帯の解消、淀川において、狭窄部は4つあって、その4つの河川に共通する課題であるということを書いています。

2)では琵琶湖について、特にその水位の関係も含めて書いています。3)では主に利水と言いますか、ダム関係のもの、4)では流域として物をとらえていかなければならないということ、5)では利用の状況、6)では河川管理者のみによる河川内での対応には限界があって、流域的視点でいろいろ協力していかなければならないと書いております。

それから具体的な話として、5頁目をご覧頂ければと思います。これは「河川環境」の中で出てくるところと意識しているのですが、「河川形状」ということで書いています。

一番左の欄に、河川形状の「現状の課題」ということで、これまでの河川整備によって、河川形状が横断方向に連続性が分断されている、或いは、ダム、堰等の横断工作物によって縦断方向の不連続があるといった河川形状に対する現状の課題として認識しているものがあります。

真ん中の欄に「河川整備の方針」と書いてあります。多様な形状を持つ河道の復元を図るというのが方針で、そのため、瀬と淵、砂州等の河川形状や自然が作り出した狭窄部は、できるだけ人為的な手を加えず保全する、横断方向においては水際の改善を行う、縦断方向

においては、生物の溯上や降下が容易になるよう検討するという方針がこの真ん中の欄に書いてあります。

一番右側の欄には「具体の整備内容」ということで、(1)モニタリングの実施及び生態系の評価と書いてありますが、こういったことをするという話です。

ここからですが、(2)横断方向の河川形状の修復ということ、原則として、堤防強化を行う箇所において、あわせて河川形状の修復を実施ということ、淀川の庭窪地区の継続実施ということを書いています。ですから、これは実施するもの、実施するように考えているものということ、

一方、以下の箇所において、堤防強化に先行して修復を実施または検討ということが書いてあります。1)横断方向の河川形状の修復の実施と書いてあります。これは、実施していると考えているものです。何行か下にいきますと、2)横断方向の河川形状の修復の検討と書いています。ですから、これは今後検討して、実施の段階に移るものであれば、実施の段階に移っていききたいというのがここに書いてあるということ、それは同じスタイルで、(3)縦断方向の河川形状の修復ということ、実施と検討という形で書いてあります。

こういった流れで、左から右に、現状認識と、具体的な整備について、現在の認識を踏まえて書いていくということです。

これに基づきまして、今後河川整備計画について説明をしていきたいと考えているということです。当然、実際の説明にあたっては、文言だけの話ではなくて、いろいろな参考資料が出てくるかと思いますが、まずは河川整備計画の内容を説明するにあたっての、今後の議論が円滑に行われるための資料という位置付けです。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。これをよく読んでこの次の議論につないでいきたいと思っています。

本日の部会では提言案について議論をしました。明日は淀川部会、それから明後日には琵琶湖部会が連続して開かれます。それらの議論を集めた形で、1月17日に提言を河川管理者に提出するということとなります。そこまでも、両方、今の資料を頂いておりますから、これも含めた形で議論をして、少しでもよりよい提言に持っていききたいというのが、委員全員の考え方ではないかと考えております。本日は、提言案についての議論であり、この説明資料の内容についての質疑応答はいたしません。ご了解を頂きたいと思っております。

庶務（三菱総合研究所 新田）

資料の位置付け等についてはもうよろしいでしょうか。それでは、引き続いて資料5についてご説明を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

資料5です。本日、朝の9時ですが、一庫ダムの有効貯水容量が200万m³、貯水率と申しますと8.5%ということ、もう近々この200万m³を割ってしまうということです。

1 頁を見て頂きたいのですが、この夏場から、第一次ということで、8 月 12 日に取水制限 10% で、上水並びに農業用水のカットされました。さらに第二次といたしまして、9 月 2 日に取水制限 20%、第三次としまして 11 月 29 日に取水制限 30% ということで、もう僅か 200 万 m³ ということになりました。本日、実際、幹事会をさせて頂きまして、来週月曜日、16 日に第 4 回の委員会を開催させて頂いて、今後のあり方について検討、議論して頂くということです。

この 12 月 12 日以降の予測を見ますと、今後一滴も雨が降らないという状況になりますと、来年の 15 年 1 月 16 日には空になるという試算です。

この 11 月の雨も見てみますと、年平均で 11 月に降る雨が 66mm、11 月の平均ですが、この 11 月には 47mm しか降ってないという状況です。夏場から考えていきますと、各月の年平均の雨量に対して、2 分の 1 くらいしか雨が降っていないという状況です。

今後このような状況になりますということで、2 枚目、3 枚目と見て頂きますと、今現在の一庫ダムの貯水の状況です。この真ん中の田尻川を見て頂きますと、普通はこの両サイドの草木が生えてないところまで満々と水があるべきものが、今現在こういう状況になっているということです。木の生えてないところが、これだけ減っていますということです。3 頁を見て頂きますと、よりわかりやすいと思います。

要するに、2 頁と 3 頁を対比して頂ければ、2 頁目は 8 月 14 日の撮影時期です。今、12 月 12 日は、3 頁をご覧頂きますと、これくらいの水が減っているということです。8 月で 55% のものが現在 8.5% ということです。もう少しすれば底が見えるという状況です。

4 頁、5 頁につきましては、状況のことを新聞報道で書かれています。

最後の頁ですが、やはりこういう危機を迎えておりますので、川西市の水道局によりましては、各家庭にこのようなチラシをお配りさせて頂いて、節水に協力をお願いしますというご案内です。

12 月なり 1 月の年平均雨量を見ますと、12 月でも平均で 35mm くらいしか降らない、1 月でも 40 数 mm、2 月につきましても 59mm ということで、期待できるのは、やはり 3 月 4 月くらいにずれ込むということでして、12、1、2 月については、よほどの雨がでない限りはこういう状況ということです。

やはり渇水ということで、平成 6 年に比べましても、さらに今年の方が渇水の度が過ぎているというのですか、渇水に見舞われているということで、ご紹介をさせて頂きました。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。畚野委員、それに関連して何かありますか。

畚野委員（猪名川部会）

私は川西市民ですので、市民からの実情を申し上げたいと思います。

川西市水道局が宣伝車で、渇水なので節減して下さいというのは、かなり頻繁に回ってこられまして、それは理解していたのです。ただ、残念ながら、この最後のチラシは、各戸、各家庭配付だったというはずなのですが、実は見逃しているのです。非常に目立たないチラシ

シでした。

新聞折り込みですと物すごく広告が入っているのですが、月曜日辺りが折り込みは殆どないので、そういう時に入れて頂いた方が効果があったかなと思います。見逃してこういうことを言うのは申し訳ないのですが。

ただ、実際私の家としましては、お風呂の水は、毎日更新していたのを、2日単位で、ためておいて使っているということが実情です。以上です。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。現在の一庫ダムの状況をご紹介頂きました。他に、庶務からありますか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

特にありません。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

そうですね。それでは、取り敢えず、本日の部会はこれで終了したいと思いますのですが、本日は非常に貴重な、猪名川部会としてのご意見をたくさん承りましたので、これをできるだけ、最後の提言に折り込んで頂く方向で努力したいと思っております。本日は本当にどうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、1月以降の部会につきましては、現在部会の進め方等を運営会議で検討頂いていますので、皆さまに現在お伺いしております日程調整等も含めて、別途ご相談をさせて頂きたいと思えます。

それから、提言素案について、先ほど少数意見を募集しているということでしたが、12月25日が締め切りですので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

それでは、これをもちまして、淀川水系流域委員会第17回猪名川部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上